令和８年度第１回いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会議事メモ

日 時：令和 8 年 6 月 30 日（火）15：00～16：30
場 所：いちき串木野市役所 防災センター会議室

■参加者

●委員

鹿児島県漁業協同組合 串木野支所　　支所運営委員長	早﨑 達哉
鹿児島県漁業協同組合 串木野市島平支所 支所運営委員長	迫田 洋則
鹿児島県漁業協同組合 羽島支所　　支所運営委員長	平石 哲朗
鹿児島県漁業協同組合 市来支所　　支所運営委員長	大久保 光朗
いちき串木野市まちづくり連絡協議会 本浦地区まちづくり協議会長	大西 隆志
いちき串木野市まちづくり連絡協議会 支え合う川南みんなの会会長	崎野　淳二
いちき串木野市地域女性団体連絡協議会 会長	小原 文子
いちき串木野市地域女性団体連絡協議会 監事	宇都 トミ子
いちき串木野商工会議所 会頭	勘場 裕司
NPO 法人鹿児島いちき串木野観光物産センター 理事長	久木山 睦男
いちき串木野薩摩沖 次世代エネルギー推進協議会長	福留 進
鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 主幹	下山　仁志
（代：鹿児島県 エネルギー対策課 エネルギー高度化係 主査）	（代：假屋 将寿）
いちき串木野市 副市長	出水 喜三彦
いちき串木野市 企画政策課長	山﨑 達治
いちき串木野市 ｼﾃｨｾｰﾙｽ課長	長﨑 崇
いちき串木野市 水産商工課長	榎並 哲郎
いちき串木野市 都市建設課長	吉見 和幸
（代：いちき串木野市 都市建設課課長補佐）	（代：田島 一樹）
いちき串木野市 市民生活課長	西久保 敏彦

●オブザーバー

九州経済産業局　資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課　課長	樋上 武
独立行政法人ｴﾈﾙｷﾞｰ・金属鉱物資源機構 串木野国家石油備蓄基地事務所 所長	久保 博一
鹿児島県漁業協同組合 川内支所 支所運営委員長	小倉 義宏
日置市 総務企画部地域共創課 ゼロカーボン推進係 係長	井上 英樹

（傍聴）

いちき串木野市　市長	中屋 謙治
薩摩川内市 経済ｼﾃｨｾｰﾙｽ部 産業戦略課 産業グループ 主事	山本 志優
いちき串木野市 市議会 洋上風力発電事業調査特別委員会 委員長	竹之内 勉

●事務局

いちき串木野市 産業立地課 課長	大平 博喜
いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係 課長補佐兼係長	武田 大輔
いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係 主任	白石 仁美
いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係 主事	齋藤 瑠汰

■欠席者

●委員

市来商工会 会長	松下　明弘
甑島商船(株) 取締役海務部長	石原 義三
南薩砂利(株) 代表取締役	北山 和博

●オブザーバー

鹿児島県漁業協同組合 江口支所 支所運営委員長	久木留 秀行

１．開会

２．挨拶

３．協議事項

⑴「洋上風力発電に関する県の取り組み状況等について」

鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課　主査　假屋 将寿　氏

（県）

(1) いちき串木野市沖の海域について、令和７年４月に国へ情報提供を行い、令和７年 10 月時点の全国の区域の指定状況において、「いちき串木野市沖」は「準備区域」に整理されている。

(2) 準備区域に整理された主な理由は、シートライアル（試運転）の想定海域との重複が確認されたこと、外航貨物船（木材輸出を含む）の関係者への説明が不十分であり、理解促進が必要と判断されたものである。

(3) 県は、準備区域に整理後、関係省庁の意見を踏まえ、いちき串木野市と連携しながら、令和７年 11 月から令和８年２月にかけて貨物関係者及び造船事業者への訪問・協議を行ってきた。

(4) 令和８年度予算における県事業の概要として、広域的な観点で「フォトモンタージュ作成」、「経済波及効果の算定」、「船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成」に取り組む。作成した区域図をもって、再度、貨物関係者等への説明を実施予定である。（令和８年 11 月頃）

(5) 令和８年度においても引き続き、県の研究協議会を２回程度開催予定である。

(6) 令和８年度の国への情報提供については、５月 27 日（水）に実施した。いちき串木野市沖については、引き続き地域住民の理解醸成活動、それから船舶の関係の調査を実施しているため皆様のご協力をいただきながら丁寧に進めていきたい。

【質疑応答】

（委員 A）　Q．いちき串木野市において、小学校、中学校、高校などを訪問し学生らを対象とした洋上風力発電事業についての説明会等は実施されているか。将来を担う若い世代にも周知、理解を深めることや若者の視点、意見を知ることは重要だと考える。

（事務局）　A．以前は、産業祭まつりなどでエネルギーのコーナーを設けており、洋上風力を含め再生可能エネルギーについての啓発活動を行っていたが、現在学校を訪問して若年層向けの事業説明は行っていない状況である。
指摘されたことを貴重な意見と捉え、市においてどのような方法で実施するべきか検討をしたいと思う。

（委員 B）　Q．先程の質問に関連して、子供達への説明が重要であるという意見に深く共感する。ただし、説明の仕方次第で難解な話になり、理解促進の面で逆効果になる可能性もあるため、その点は十分に配慮をお願いしたい。

（事務局） A. 説明や資料作成において、どのような内容にするか、どの年代を対象にするかを考慮しながら検討していきたいと思う。

（委員 C） Q. 県は、令和８年度の取り組みでいちき串木野市沖の「フォトモンタージュ作成」、「経済波及効果の算出」を行うとのことだったが、説明の際に言っていた広域的な観点とは調査範囲がいちき串木野市に留まらないという意味なのか。

（県） A. 調査範囲は、いちき串木野市沖である。広域的という言葉を用いたのは、「フォトモンタージュ作成で隣接市である川内市、日置市から風車がどう見えるのか」、「いちき串木野市沖に建設された風車が県内全域にどのような経済波及効果をもたらすのか」等の市外に及ぼす影響を視野に置きながら事業に取り組むことを表現する意図があった。

⑵ 今後のスケジュール等について（事務局）

（事務局）⑴ 次回のいちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会は、本年１１月頃に開催予定である。内容は未定であるが、国への情報提供の結果や今後の市の動向についての報告を検討している。

⑵ 昨年に引き続き、先進地視察を行う予定である。今回は市民を対象に北海道石狩市を訪問し、8 月 20 日、8 月 21 日の 2 日間で石狩市役所市職員と意見交換会や石狩新港洋上風力発電所の見学などを予定している。
応募方法は、7 月 6 日公開の市ホームページでの申請、もしくは産業立地課窓口での申請の２パターンで実施する。応募の周知方法は、広報紙や SNS を活用する。
また、視察終了後に意見交換会という形で参加者と市で意見交換会を実施する。

３．講 演

⑴ 題目 「洋上風力の動向と JOGMEC セントラル調査について」

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 風力政策室　 係長　宮屋敷　優太 氏

(国)

⑴　世界の洋上風力市場は、2040 年に 342～560GW まで拡大する見込みであり 、日本においては、世界第 6 位の面積を誇る排他的経済水域（EEZ）を活用したエネルギーの安定供給や経済波及効果が期待されている 。

⑵　2026 年に「再エネ海域利用法」が「海洋再エネ整備法」へと改正され、EEZ における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可に係る制度等が創設された。

⑶　2026 年、経産省とベスタス社が洋上風力市場拡大を前提に国内製造拠点立地に係る覚書を締結した。2029 年度までにナセル（発電機や増速機が格納される部品）最終組立拠点の国内設立に向け協力すること、更に一定の受注量が継続・確保された場合 2039 年度までにナセル完全生産拠点の設立を目指すロードマップを策定した。

⑷　洋上風力サプライチェーン構築に向けた動きとして、2040 年までに国内調達比率を 65%とする産業界目標が掲げられており、GX サプライチェーン構築支援事業等を通じた設備投資支援が行われている。

⑸　浮体式風力の実証・開発のため、グリーンイノベーション基金を活用し、要素技術開発とそれらの成果を活用した領海内の実証事業を実施中である。今後、EEZ やアジア展開を見据えて、大水深（500m 超級）や過酷海域での実証が検討されている 。

⑹　洋上風力発電人材育成・確保の推進に向けた取組として、令和 6 年に産学連携の洋上風力人材育成推進協議会「ECOWIND」が設立され、高専機構の拠点校と連携した出前授業の実施や洋上風力発電の現場見学等が行われている。

⑺　JOGMEC セントラル調査の流れとして、国の審査・選定、都道府県による地域調整を経て、JOGMEC が海底地盤調査や風況・気象海象調査を実施し、発電事業者等へデータを提供する手順となっており、調査期間は最短で 2 年とされている。

⑻　JOGMEC の現地調査手法として、風況・気象海象調査（風況観測マスト、スキャニングライダー、フローティングライダー等の設置）や海底地盤調査（マルチビーム測深機、サイドスキャンソナー、ボーリング調査等）が行われる。

⑼　調査の中で、海象観測機器の設置範囲に対して立入制限がかかることがある。一方で、物理探査やボーリング調査では区域全面を占有することはせず、漁業者等と協議して調査順序や場所を調整し、漁業活動への影響を抑える配慮がなされる。

⑽　地元調整業務の進め方として、JOGMEC は、事前の情報収集や問題点・留意事項の検討の上で都道府県市町村、漁業関係者へのセントラル調査計画の説明を行う。
説明以外に許認可窓口への説明、市町村・漁協から同意書の取得、漁協へ監視船協力依頼など関係各所との調整を経てから、現地調査に取りかかるよう定められている。

⑾　調査開始にあたり、漁業への影響を最小限とし、受忍いただける範囲で実施するため地元自治体および関係漁協への協力金・補償金等がないことを理解いただきたい。これに加えて、定置網エリアの調査区域からの除外、定期航行船舶航路調整が行われる。
セントラル調査地域のプレスリリース後、地元へのヒアリングを通じた調査回避期間および海域の共有、監視船業務や工事等での地元企業の活用などが図られる。

【質疑応答】

（委員 D） Q. 資料 3 の 27 ページより、JOGMEC 調査開始の前提条件として「海域で操業する漁業者の同意を得る」とあり、漁業者との同意とは、「関係する各漁協の理事会決議（承認）による同意を指す」とのことだった。
いちき串木野市の 4 漁協は今年 4 月から県漁協に合併されているが、この場合は、「関係する各漁協の理事会決議（承認）」は県漁協での同意ということになるのか、それとも、いちき串木野市の各支所での同意になるのか。

（国） A.基本的な考え方としては、利害関係者への同意が必要となるところであるが、詳細な判断については水産庁への確認を要する。

（事務局） Q. 委員の中には、今回初めてセントラル調査のことを聞いた方もいるため、より理解を深めるためになぜセントラル調査が必要なのか、海洋再エネ整備の中でどのような立て付けであるか補足説明をいただきたい。

（国） A. 洋上風力発電事業を実施する際に、複数事業者が同じ海域に調査に入ることになると漁業関係者が何度も調整をする必要が生じ、漁業者の負担や海域利用にも影響が及ぶことがある。
上記を踏まえ、JOGMEC が事業者の事業検討に必要なデータを収集し、そのデータを各事業者へ共有することで漁業者、対象海域への負担を軽減するという趣旨のもとセントラル調査が実施される。
立て付けについては、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（了解及び内水関連）（令和 6 年 4 月策定）」及び「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」において記載されているところ。
セントラル調査の意義と調査内容については資源エネルギー庁のホームページ（なっとく再エネ）で詳細に説明されている。

（委員 E） Q. 委員 D の質問に関連するが資料 3 の 27 ページについて、「JOGMEC 調査の同意は各漁協の理事会決議で行う」とのことだったが、重要な案件を数名の理事で決議して良いのか。可能であれば、各支所の総会などの組合員が全員集合する場での議論をもって決議をする方が良いと感じる。

（国） A. 利害関係者となる漁業者から同意を得られていることが原則である。

（委員 F） Q. セントラル調査は、海洋再エネ整備法の有望区域指定後から行われるのか。

（国） A. 有望区域/準備区域の別により決まるものではなく、選定すべきと判断される海域については準備区域の段階において調査を開始する場合もある。

（委員 A） Q. 風車が稼働すればブレード（羽の部分）によって、テレビやラジオなどの電波障害が生じることを危惧している。セントラル調査では電波障害に関する調査は実施されないのか。

（国） A. テレビやラジオなどの電波関連は総務省の管轄であり、公募事業者が事業計画を策定する過程において、総務省において電波障害等への対策は確認される。
JOGMEC のセントラル調査は、風況や洋上、海底の状況を確認するものであり、電波については調査の対象項目ではない。

5．その他

6．閉会